

登別市競争入札参加資格審査事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱（平成7年訓令第3号。以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、登別市が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約（以下「工事等」という。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 資格審査等

1 資格審査の申請等

(1) 登別市契約事務規則（昭和63年規則第19号。以下「契約事務規則」という。）第8条及び第24条の規定による競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）の資格審査の申請は、入札参加資格審査申請書（別記様式第1号の1、別記様式第1号の2。以下「申請書」という。）によるものとする。

(2) 前号の申請書には、別表第1に掲げる書類を添付させるものとする。

2 資格の審査

総務部長は、別表第2の登別市競争入札参加資格審査基準に基づき、当該申請者の資格を審査するものとする。

3 資格の再審査

(1) 要綱第5条第1項の規定による資格の変更に関する申請は、競争入札参加資格変更審査申請書（別記様式第2号）によるものとする。

(2) 前号の競争入札参加資格変更審査申請書には、必要に応じ次の書類を添付させるものとする。

経緯書、登記事項証明書（履歴事項証明書）、定款（法人の場合）、株主総会又は社員総会の決議書、合併契約書、公正取引委員会への届出書

第3 競争入札への参加排除

1 該当者の報告等

主管部長は、当該所管に係る事項に関し、要綱第7条の規定による競争入札参加の排除基準に該当する者があるとき認めるときは、競争入札参加排除該当者報告書（別記様式第3号。以下「報告書」という。）を総務部長に送付するものとする。

2 参加排除の審査等

(1) 総務部長は、前項の規定による報告書を受領したときは、当該報告に係る事項につき、その事実を調査確認の上、市長に報告するものとする。

(2) 市長は、当該報告内容により、必要に応じ、当該報告書に意見を付して契約審議会に諮問

するものとする。

- (3) 市長は、前号により諮問した事件につき、審議会から審議結果の通知があったときは、当該資格者の競争入札への参加の排除及びその期間を決定するものとする。

3 参加排除の通知

- (1) 要綱第7条第2項の規定による通知は、競争入札参加排除決定通知書（別記様式第4号）によるものとする。
- (2) 総務部長は、前項第3号の決定を受けたときは、速やかに、その旨を競争入札参加資格排除通知書（別記様式第5号）により関係部長等に通知するものとする。

4 参加排除後の措置

主管部長は、参加排除者を競争入札に参加させないこととした期間内においては、随意契約の相手方としてはならない。また、工事等の全部若しくは一部を下請し、委託し、又は受託してはならないものとする。ただし、当該決定の時点において、現に履行中のものにあつては、この限りではない。

附 則（平成7年訓令第4号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。
（登別市建設工事等入札参加資格関係事務取扱要領の廃止）
- 2 登別市建設工事等入札参加資格関係事務取扱要領（昭和63年訓令第12号）は、廃止する。

附 則（平成9年訓令第5号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年訓令第8号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令第6号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第22号）

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第9号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第2号）

この訓令は、平成29年1月11日から施行する。

附 則（令和元年訓令第11号）

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第27号）

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第19号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年訓令第24号）

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

別表第1（第2関係）

書類 番号	添付書類	添付要○印		
		建設 工事	測量・ 設計等	物件の 購入等
1	経営事項審査結果通知書のコピー	○		
2	工事（事業）経歴書	○	○	
3	工事経歴書集計書	○		
4	技術者名簿	○	○	
5	代表者身分証明書（個人企業のみ）	○	○	○
6	登記事項証明書（法人のみ） コピー可	○	○	○
7	許可・登録証明書 コピー可	○	○	○
8	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書のコピー	○		
9	建設工事入札参加資格審査申請書付表	○		
10	設計等入札参加資格審査申請書付表		○	
11	納税証明書（登別市税並びに消費税及び地方消費税分）	○	○	○
12	委任状（法人のみ）本社（店）以外が登録する場合			○
13	定款（法人のみ） コピー可			○
14	営業証明書（市区町村又は商工会議所で発行、申請時3箇月以内）			○
15	使用印鑑届			○
16	代理店又は特約店証明書 コピー可			○
17	銀行取引証明書又は残高証明書	○	○	○
18	誓約書	○	○	○

別表第2（第2関係）

登別市競争入札参加資格審査基準

第1 共通的審査事項

- 1 参加しようとする競争入札に付される事項の性質又は目的上、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等を受けている者であること。
- 2 政令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- 3 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させない者の決定を受けた後、その決定に係る期間を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

第2 建設工事に係る競争入札参加資格格付のための審査

1 格付に係る審査項目及び基準

(1) 客観的要素の審査項目及び基準

客観的要素の審査項目及び基準は、平成6年6月8日付け建設省告示第1461号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の定めるところによるものとする。

(2) 主観的要素の審査項目及び基準

主観的要素の審査項目及び基準は、登別市請負工事施行成績評定表要領に基づくものとし、工事施行成績について、前年に施行した工事に係る評定点の平均値が、次の表の評定数値のいずれに該当するかを審査するものとする。この場合において、その平均値に小数点以下の数値があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、工事施行成績以外の審査項目及び基準を設定するときは、その都度市長が定める。

評定点の平均値	付与点数
85以上	50
80から84まで	45
75から79まで	40
70から74まで	35
65から69まで	30
60から64まで	20
55から59まで	10
54以下	0

2 総合評定数値

建設工事に係る競争入札参加資格格付のための総合評定数値は、客観的要素の評定数値と主観的要素の評定数値との和とする。

3 対応工事の予定価格

前項により格付された等級に対応する工事予定価格は、次のとおりとする。

工事の分類	I類	II類	III類
工事種類			
一般土木工事	4,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円未満
舗装工事		4,000万円未満	
建築工事	4,500万円以上	1,500万円以上	1,500万円未満
機械器具設置工事		4,500万円未満	
管工事	2,500万円以上	500万円以上	500万円未満
		2,500万円未満	
電気工事	2,000万円以上	500万円以上	500万円未満
		2,000万円未満	
造園工事	1,500万円以上	500万円以上	500万円未満
塗装防水工事		1,500万円未満	
板金工事			
参加資格	A	A・B	A・B・C
業者等級			

備考 登別市競争入札参加者指名基準第3条第1号に規定する者又は当該工事が全体計画の一部である場合及び継続的な性格を有する場合に限り、予定価格に対応する等級より上位の等級に格付けされた者を指名することができる。

4 格付基準の作成

総務部長は、格付のための総合評定数値により各申請者の格付の決定をしようとするときは、総合評定数値の分布、格等級の構成比、工事予定価格帯及び工事量等を勘案の上、格付基準を作成するものとする。この場合において、総務部長は、工事種類間における調整に留意しなければならない。

5 工事種別

工事の種類は9業種とし、建設業法に規定する工事の種類との対応関係は、次のとおりとする。

工事種別	建設業法に規定する工事種別
一般土木工事	土木一式、とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼

	構造物、鉄筋、浚渫、水道施設、解体
建築工事	建築一式、大工、とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ガラス、内装仕上、消防施設、解体
電気工事	電気、電気通信、消防施設
管工事	管、熱絶縁、さく井、水道施設、消防施設
舗装工事	舗装
板金工事	屋根、板金
塗装工事	左官、塗装、防水
機械器具	機械器具設置
造園工事	造園